

画像等利用細則

平30細則第24号 平成30年8月1日

(部分抜粋)

(利用料)

第7条 機構は、画像等の利用を許諾する場合には、別表3に定めるところにより、適正な対価を徴収しなければならない。

2 別表3に定めのない画像等については、別表3等を参考として料金を決定する。

3 前各項の規定に係わらず、別表3に定める利用料により難いとイノベーション・事業推進部長が認める場合は、別途料金を定めることができる。

4 機構は、利用者が申請した利用予定日の10日以内に利用者に対して、提供した画像等の利用状況の報告をさせるものとし、全ての画像等について利用に至らなかったときは、利用者から一律5,000円を徴収するものとする。

別表 3 (第 7 条関係) 利用料

区分	利用料		備考
画像 (写真・地図・ 図形・シミュレーシ ョン可視化画像・イ ラスト・商標等)	20,000 円 (1 枚)		
映像	25,000 円 (10 秒まで)	2,000 円 (10 秒を越えて利用する 場合の 1 秒あたり単価)	提供した映像の秒数で はなく、利用秒数で算 定する。